



cutting through complexity™

トルコ新会社 法とそれがビ ジネスにもた らす影響

kpmg.com.tr



2011年1月13日に議会で承認された新会社法では、トルコ国内のほぼ全ての会社（一部小規模な会社に対する例外規定あり）がTRFSに準拠した財務諸表の作成義務を負い、当該財務諸表は独立した監査法人によって国際監査基準に準拠した監査を受けなければならない。

その効果は

- ・世界中で理解可能、かつ他国の会社との比較可能性が担保される
- ・海外顧客、販売者からのより高い信頼確保やそれに伴う事業拡大
- ・海外からの資金調達機会が拡大する
- ・地下経済の防止や完全な競争環境の確保
- ・トルコ国内または海外での株式上場に耐えうる品質の財務報告
- ・透明性や財務報告に対する自信



1. 新会社法が監査にもたらす変化および会社の責任

新会社法が監査にもたらす変化および会社の責任は大きく以下の4つに分けられる。

1. 監査の種類
2. 外部監査に関連する事項
3. 外部監査人に関連する事項
4. 外部監査人の監査報告書および監査意見



1. 監査の種類

株式会社に対する監査は以下のとおりである；

・取引ベースの監査

取引監査人は、設立・増減資・合併や会社分割や株式発行を監査する

取引監査人は、CPAもしくはIAFA（独立会計財務アドバイザー）でなければならない

・特別監査

新会社法で株主の地位の強化が図られた重要な変更は、特別監査の要請権である。

監査人やリスク委員会

は、以下の場合、裁判所による特別監査人の選任要請をすることができる。

・グループ会社との不正取引の決定

・監査人がグループ会社との関係に関連して、限定意見を表明する場合や意見差控をする場合

・取締役会が、グループ会社取引により損失の発生を公表した場合

株主は株主総会において、特別監査による事象の解明

を要請することができる。

当該要請が承認された場合、株主の要請により30日以内に裁判所により特別監査人が選任される。

当該要請が却下された場合、所定手続きを行うことで3ヶ月以内に裁判所により特別監査人が選任される。

特別監査完了後、取締役会は監査報告および評価結果を次の株主総会において報告する。



2. 外部監査に関連する事項

新会社法における外部監査に関する規定

- 監査人はもはや会社機関に属さず、監査委員会も廃止される。
- 監査は、外部監査人、IAFAおよびCPAのみが行う。
- 全ての株式会社は外部監査を受けなければならない。
- 監査を受けていない財務諸表や年次活動報告書は認められない。
- 新会社法の2条および3条において、トルコ監査基準および公共監視委員会（TUZDEK）の設置が規定されている。最終法案ははまだ官報にて公表されていない。
- TUZDEKが設立されるまでは、外部監査人は産業貿易省の管轄下で監査の品質について監視をうける。

新会社法で導入された外部監査の対象および範囲に関する変更

- 単体・連結財務諸表の監査は、トルコ監査基準に準拠して実施される。
- 監査は、財務諸表がトルコ会計基準・新会社法・定款に準拠して作成されているかどうかを含む。
- 年次活動報告中の財務情報と財務諸表の整合性、真実性も監査対象となる。
- 単体・連結財務諸表が監査対象となる。
- リスクの早期診断システムの有無も外部監査対象となる。
- 連結対象となる会社が監査を受けていない場合、連結財務諸表の監査人は当該会社の財務諸表もまた監査しなければならない。
- 本社が海外に所在しており、当該会社が新会社法で規定する監査と同等の監査の対象となっている場合には、監査は免除される。
- 監査終了後に、監査報告書に影響を与えるような重要な変更が財務諸表または年次活動報告書になされた場合、当該後発事象についての監査を行い、監査報告書に状況を記載する必要がある。



3. 外部監査人に関連する事項

外部監査人の任命 および解任、 契約解除

- 株主総会が外部監査人の任命権をもち、当該権利は他に委譲できない。
- 外部監査人は、会社の株主総会で任命される。一方、連結グループの外部監査人は、親会社の株主総会で選任される。
- 外部監査人の任命は登記事項であり、官報およびウェブサイト上で公表されることになる。
- 外部監査人の任命は、会計年度の開始から4ヶ月以内に行う必要がある。従って、2013年12月期の監査については、2013年3月31日までに株主総会において任命する必要

がある。当該期限以降は、裁判所が外部監査人を選任することになる。

- 新会社法は、監査契約解除不能の原則を適用している。しかし、例外的な状況および合理的理由がある場合には、他の外部監査人が裁判所によって任命されることもある。
- 外部監査人は、合理的な理由がある場合、および監査人の解任決議がなされた場合、監査契約を解除できる。意見の相違、限定意見または意見差控は、合理的理由とは認められない。


外部監査人に関 連する規定

- 外部監査人と会社のいかなる関係も監査上の独立性に反すると看做される。
- 外部監査人は、守秘義務を負い、同意なしで会社情報を使用できない。
- 守秘義務に違反した外部監査人は、会社に対して責任を負う。
- 外部監査人が誤った行動をとった場合、会社・株主・債権者に対して、最高300,000TLの損害賠償責任を負う。
- 上記責任は、契約上で解除もしくは軽減することはできない。また、時効は5年間である。
- 外部監査人は、独立した監査法人である必要があり、パー

トナーはCPAもしくはIAFA資格者の必要がある。

- 中小企業は、独立した監査法人、CPAまたはIAFAを外部監査人として選任することができる。一方で、大企業の監査は、独立した監査法人のみが遂行可能である。
- 外部監査人となれない状況は、新会社法において規定されている。
- 新会社法においては、監査ローテーションが導入されている（最大7年間、その後2年間は外部監査人になれない）。
- 外部監査人は、監査クライアントに対して、税務相談や税務監査以外のいかなるサービスも提供できない。





外部監査人に対する情報提供義務および外部監査人の権利

- 取締役会は、6ヶ月以内に、財務諸表・年次活動報告書・監査報告書・利益配当・株主総会決議内容を、官報において公示し、ウェブサイト上にも開示することになる。
- 取締役会は、監査の過程で監査人が必要とする全てのサポートをする義務を負う。
- 連結財務諸表の責任を負う取締役会は、監査人に対して連結集団内の各会社の単体財務諸表、年次活動報告書および監査報告書を提供する義務を負う。



4. 外部監査人の監査報告書および監査意見

監査報告書に関する原則

- 外部監査人は、前年度の財務数値を含む比較可能な財務数値に関連して、監査報告書を作成する。
- 年次活動報告書に含まれる財務情報と財務諸表の整合性および真実性は吟味されなければならないが、年次活動報告書は監査対象外である。
- 監査報告書記載事項は以下のとおりである。
 - (1) 財務状況に関する取締役会の評価
 - (2) 継続企業の前提に関する分析

- (3) 監査の過程で提供された情報に基づく会社の財務状況の検討
- (4) 記帳システムおよび財務諸表の法令および定款の遵守
- (5) 取締役会が監査人に対して必要な情報提供と説明を行ったかどうか
- (6) 財政状態および経営成績がトルコ会計基準に準拠して真実であるかどうか
- (7) リスクの早期診断システムおよびリスク管理に基づく評価がなされている場合、当該評価結果

監査意見

- >取締役会は、株主総会を4日以内に召集し、取締役を辞任する。
- >株主総会は、新取締役会を選任する。
- >新取締役会は、6ヶ月以内に財務諸表を入手し、株主総会に提出する。

監査意見の種類

- (1) 無限定適正意見
- (2) 限定付適正意見
- (3) 意見差控
- (4) 不適正意見

会社と外部監査 人の見解の相違

- 会社と外部監査人に見解の相違が発生した場合、取締役会または外部監査人の要請に応じ、裁判所が裁定を下すことになる。
- 外部監査人が、監査対象会

社とそのグループ会社の関係に関連して、限定付適正意見を表明するか、意見差控をした場合、株主の要請により、特別監査人が裁判所によって選任される。

新会社法の発効日は？

新会社法の監査関連の規定は、2013年1月1日に発効する。

KPMGの提供可能サービス

- 外部監査業務



II 新会社法が商業帳簿および報告にもたらす変化および会社の義務

新会社法の適用対象となる自然人および事業体は、トルコ会計基準に完全に準拠しなければならない。当該会計基準は、商業帳簿の記録、単体（および連結）財務諸表の作成に際しての概念的な枠組みおよび多くの部分を占める注解で構成されている。

新会社法では、これらの会計基準は、IFRSに完全に準拠する形で、トルコ会計基準審議会（TMSK）が独占的に決定し、公表することになると述べられている。

TMSKは、IFRSが許容する範囲内で、例外的な基準を設けることもある。

特定の領域を規定する審議会等は、TASに準拠し、TMSKの承認を受けることを前提として、当該領域のみに適用可能な、限定的な規制を策定す

ることになる。

TAS（中小企業に関する条項含む）に関連した新会社法の条項は、2013年1月1日に発効する。

中小企業に導入される新ルールは？

中小企業のトルコ財務報告基準（SME's TFRS）は、2010年11月1日にTMSKにより官報に公示され、2013年1月1日発効予定である。中

小企業向けのトルコ財務報告基準（SME's TFRS）は包括的なトルコ財務報告基準（TFRS）と同様の概念的枠組みを持つが、財務諸表利用者にとっての必要性や費用対効果の観点から、会計・評価および注記に関して簡素化されたものである。

新会社法における 中小企業の定義

・新会社法では、中小企業の要件は、トルコ商工会議所連合会やTMSKの意見を反映して、産業貿易省が決定することになっている。
・中小企業の要件を満たさない株式会社は、大企業とみなされる。

・中小企業の要件を満たしたとしても、債券や株式が市場で取引されている株式会社や、金融機関（銀行、投資銀行、保険会社等）は、大企業とみなされる。

商業帳簿に関する新会社法の規定は大きく以下の2つの規定がある。

1. 商業帳簿に関する規定
2. 財務諸表および年次活動報告



1. 商業帳簿に関する規定

トルコ会計基準に準拠した商業帳簿を作成する義務は、全ての事業体に適用される。

作成が必要な帳簿類

仕訳帳、元帳や在庫記録以外に作成が要請される帳簿類はTMSKによって決定される。なお、株式管理簿、取締役会議事録や株主総会議事録も保管が必要な商業帳簿とされる。

商業帳簿は、その開始と締切を公証人により証明してもらう必要がある。その様式や原

則は産業貿易省により決定される。

商業帳簿に関する主な規則

- 商業帳簿は、トルコ語で作成しなければならない。
- 商業帳簿は、TASに準拠した形で、物理的に文書保管もしくは電子媒体としての保管しなければならない。
- 商業帳簿は、10年間保管し

なければならない。

- 会計期間の開始時および終了時に、TASに準拠した貸借対照表を、それぞれ発行する義務がある。
- 年度末の財務諸表である貸借対照表および損益計算書はトルコ語でトルコリラを用いて作成される。他の法律に含まれる例外的取り扱いがあればそれが適用される。

2. 財務諸表および年次活動報告

取締役会は、3ヶ月以内に、トルコ会計基準に準拠した財務諸表、注記および年次活動報告書を作成し、株主総会に提出しなければならない。

年次活動報告書に記載しなければならない事項は516条で特定されている。最低必要記載事項は、産業貿易省が規定することになる。これらは、株式会社およびそのグループ会社に適用される。

親会社の取締役会は、各子会社の個別財務諸表、年次活動報告書、株主総会で決議された配当、監査報告書および株

主総会決議内容を6ヶ月以内に官報に公示するとともに、会社のウェブサイトで開示することが義務付けられた。

外国会社のトルコ支店の責任者は、支店財務諸表、年度末陳述書の要約、本社の年次報告書と、さらに該当する場合は、本社の親会社の年次報告書を、本国の準拠法に基づき作成・承認されてから6ヶ月以内に、トルコにおいて公表する必要がある。

連結財務諸表を作成する必要がある会社および連結の範囲の決定については、TASが適

用される。

中小企業および外国企業が作成する要約財務諸表の内容については、TMSKが決定する。

以下の業種については、その年度末陳述書および連結財務諸表については、特別規定が適用される。

- ・銀行およびその他の金融会社（リース会社、ファクタリング会社等）
- ・保険会社および再保険会社
- ・資本市場委員会（CMB）管轄下の全ての機関
- ・協同組合

KPMGの提供可能サービス

- ・IFRSコンバージョンサービス
- ・IFRSトレーニング
- ・財務報告および予算策定業務のシステム化、改善サービス
- ・会計および財務部門の業績評価サービス
- ・会計、財務報告および予算策定の人的サポート



III 新会社法が企業統治にもたらす変化および会社の義務

- 新会社法の企業統治に関する規定は以下のとおりである。
- 会社の組織図は、法令上の責務の枠組みに沿うように策定されなければならない。新会社法375条C項において、効果的な内部統制システムと内部監査の要請が示されており、従って、内部統制部門の設置が奨励される。
- 上記規定と並行して、336条において、取締役会は、内部統制の監視や、取締役会へ提出する報告書の作成や解決策の遂行、内部監査の実施を目的とする委員会を、取締役会

のメンバーを構成員に含む形で、設置できることが言及されている。

- 新会社法は、株式会社の仕組。みの中に制度化されるべき基本的な仕組みとして、企業統治の原則が適用されるべきと要請している。
- 上場会社は、リスクの早期診断のための委員会の設置が強制されている。上場会社の取締役会は、会社の存在、発展、継続を危うくするような様々な要素の早期発見を目的とする仕組みの運営および開発のための特別委員会の設置が義

務付けられている。当該委員会は、2ヶ月毎に、取締役会に対して状況報告を行うことが求められ、リスクが発見された場合にはそれを指摘し、改善要請をする必要がある。当該報告は、外部監査人にも送付される。

- リスクの早期診断のための委員会は、上場会社以外の会社についても、もし外部監査人が必要と判断し、書面で取締役会に通知した場合には設置されることになる。



KPMGの提供可能サービス

• 内部監査のアウトソーシング

内部監査は、会社の企業統治の適用に対する効率性および生産性の評価とともに、企業統治の適用に関する不備の排除、経営陣への意識付け、公平性、透明性、説明責任の原則の観点から適切な実践的経営の発展および、継続性と信頼性を高めることにより会社の目的を認識する等の上で、重要な役割をになっている。KPMGは、リスク管理において予防的な役割を責任をもって引き受けます。

それにより、企業統治の品質強化、企業価値を高めることが可能です。

• 内部統制システムの強化および効率的改善に関するアドバイス

効率的な内部統制活動を行うために、当該サービスはリスク管理システムや企業統治の過程の改善や効率化に有効です。

• リスクの早期診断委員会および内部監査部門の立ち上げに関するサービス

国際内部監査基準に準拠した高品質かつ効率的な内部監査部門の設置は、組織自体に必要な保証を提供するためにも重要です。

- 内部監査部門の品質評価サービス

国際内部監査基準に沿った内部監査部門の活動の評価は、会社に対する内部監査部門が提供する付加価値を最大限にするうえで役に立ちます。

- 事業リスク管理サービス

事業リスク管理（ERM）は、リスクの特定、評価、配分および管理のために、その範囲内で組織全体をカバーする手法です。リスクは、継続的に変化、発展する外部事象や内部事象の組み合わせです。

最近の事例で明らかのように、内部リスクが外部リスクと同様に株主価値に影響を与えます。ERMを用いることで、プロセスリスクは組織の目的と直接結び付けられ、リスクと統制の適度なバランスをとることが可能になります。

- 不正リスク管理サービス

今日のビジネスの世界では、汚職・贈収賄のスキャンダルや法的規制がますます増加しており、会社は急速に、会社毎のニーズに応じた”不正リスク管理”プログラムの重要性を認識しています。

当該プログラムを通じて、会社は不正リスクを管理できるだけでなく、会社の価値を高めるパフォーマンスの向上も期待できるのです。

不正リスク管理は、多くの防止的手法（システム・手続きの欠陥を特定し、それらを解消するための対策を展開する）や対処的手法（問題が発生したときの最善の対処方法の提案）を含みません。

連絡先:
小宮 祐二

Yuji Komiya
KPMG Turkey
Senior Manager,
Global Japanese Practice
M: +90 530 527 13 70
E: yujikomiya@kpmg.cz

Murat Alsan
KPMG Turkey
Partner, Head of Audit
T: + 90 212 317 74 00 (419)
F: + 90 212 317 73 00
E: malsan@kpmg.com

Contact us

KPMG İstanbul
Yapı Kredi Plaza C Blok
Büyükdere Caddesi Levent
34330 İstanbul
T: + 90 212 317 74 00
F: + 90 212 317 73 00

KPMG Ankara
Turan Güneş Bulvarı, 15.
Cad. No: 41
Yıldızevler Çankaya
06650 Ankara
T: + 90 312 491 72 31
F: + 90 312 491 71 31

KPMG İzmir
1456 Sok. No: 10/1 K:11
Punta İş Merkezi Alsancak
35220 İzmir
T: + 90 232 464 20 45
F: + 90 232 464 21 45

kpmg.com.tr

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation. KPMG International Cooperative, a Swiss entity, Member firms of independent firms are affiliated with KPMG International Cooperative, KPMG International Cooperative provides no client services. No member firm has any authority to obligate or bind KPMG International Cooperative or any other member firm vis-à-vis third parties, nor does KPMG International Cooperative have any such authority or bind any member firm.

© 2011 Akis Bağımsız Denetim ve Serbest Muhasebeci Mali Müşavirlik A.Ş., a Turkish corporation and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative, a Swiss entity. All rights reserved.
Printed in Turkey.